

私立学校法の改正等を踏まえた寄附行為の変更認可申請手続きについて

1 申請受付期間

今回の法改正等を踏まえた寄附行為の変更認可申請については、下記の期間内に提出いただくようお願いします。

(第1期) 令和2年1月20日(月)から2月5日(水)まで

(第2期) 令和2年2月20日(木)から2月28日(金)まで

※上記期間の提出が難しい場合は、事前にご連絡をお願いします。

なお、上記期間内にご提出いただけない場合は、「令和2年4月1日」を施行日とする申請は受け付けかねますので、予めご了承ください。

2 提出書類

寄附行為の変更内容によって異なりますので、ご注意ください。

変更内容	提出書類	備考
(1) 法改正に伴う変更 のみの場合	○寄附行為変更認可申請書 (添付書類)	申請書様式、様式28、 様式27のいずれも
(2) 法改正に伴う変更と 併せて(3)に該当し ないその他の変更が ある場合	・変更の条項及び理由(様式28) ・変更条文新旧比較表(様式27) ・理事会、評議員会の議事録 ・寄附行為(新・旧) ○役員の報酬等の支給の基準	【別紙1】の令和元年 法改正申請版を活用 してください
(3) 学校・課程等の新設・ 廃止、収益事業の開 設・廃止に係る変更を 含む場合	○寄附行為変更認可申請書 ○役員の報酬等の支給の基準	※添付書類は【別紙 2】記入例参照

※2 ページ以上にわたる書類については、両面印刷で提出してください。

3 提出方法

(1) 紙媒体で、郵送により提出してください。

【郵送先】〒540-8570 大阪市中央区大手前3-1-43 大阪府庁新別館南館10階
大阪府教育庁私学課総務・専各振興グループ

※表面に「寄附行為変更認可申請書在中」と記入してください。

※1の受付期間内必着

(2) 申請書受領後、随時、申請内容の確認や提出書類の補正を求めることがあります。

(3) 第1期の手続き状況を踏まえ、第2期の申請について提出方法等の見直しを行う場合は、改めてお知らせします。